

1
2 **【参考資料6】**
3
4
5
6
7
8

9 **西表島森林生態系保護地域保全管理計画**

10 **(改正案)**

11 **【添削版】**

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23 **平成 年 月改正**

24
25 **九州森林管理局**

26

目 次

はじめに ······	1
第 1 対象地の概要 ······	3
1 位置・面積等 ······	3
2 自然環境 ······	3
(1) 気候 ······	
(2) 地形・地質及び土壌 ······	
(3) 生態系 ······	
3 社会情勢 ······	6
(1) 産業 ······	
(2) 土地利用と地域開発計画 ······	
(3) 利用状況 ······	
第 2 保全管理に関する基本的事項 ······	8
1 保全管理の考え方と重点事項 ······	8
2 地帯区分毎の取扱い ······	8
(1) 保存地区 ······	
(2) 保全利用地区 ······	
(3) 保存地区及び保全利用地区において必要に応じて行うことができる行為 ······	
3 その他国有林野 ······	8
第 3 保全管理に関する具体的な事項 ······	10
1 管理に関する事項 ······	10
(1) 希少種・固有種に関する事項 ······	
(2) 外来種に関する事項 ······	
2 利用に関する事項 ······	11
(1) 一般の利用に供する歩道等 ······	
(2) 調査・研究目的による利用 ······	
(3) 利用ルールの周知 ······	
(4) その他 ······	
第 4 推進体制等 ······	13
1 保護林 管理委員会 ······	
2 モニタリング調査等 ······	
3 情報提供・普及啓発 ······	
4 関係機関等との連携 ······	
5 世界自然遺産との関係 ······	

削除: 2

削除: ······

8 ·

(1) 森林管理 ·
(2) 森林利用

削除: 3

削除: ······

8 ·

(1) 森林管理 ·
(2) 森林利用

削除: 4

削除: 保全

1 はじめに

2 国有林野には、原生的な生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されている。
3 国有林野事業では、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、目的に応じ自然の推移に委ねた
4 管理等を行っている。また、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うなど、貴重な自然環境
5 の適切な保全・管理に努めている。

6 西表島の国有林野は島の約9割を占め、マングローブ林のほか、スダジイ（イタジイ）、オキナ
7 ワウラジロガシ、タブノキ等で構成され、大陸遺存種である温帯系のものと熱帯系のものとが入り
8 交じった植生を形成している。また、植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近いと言われ、
9 学術的にも非常に価値の高い森林を擁していることから、平成3年3月、設定委員会の審議を経て、
10 浦内川流域（分収造林地、農用地等を除く）、仲間川流域のほか、古見岳周辺から浦内にかけての
11 北面の断崖地帯、南風見海岸を含む地域を森林生態系保護地域に設定した。その後、設定から約2
12 0年が経過し、長期にわたり人手が加えられていない天然性林がその区域外にも広がった。また、
13 西表島では昔から生活の一部として国有林野内でイノシシ猟や山菜等の採取が行われているほか、
14 近年、西表島森林生態系保護地域の区域内を流れる浦内川や仲間川沿い、その区域外を流れる中小
15 河川沿いでもエコツアーやが行われるようになった。このような状況の変化を踏まえ、平成21年1
16 月に西表島森林生態系保護地域設定委員会を設置し、原生的な天然林の保存のほか、狹小な島嶼の
17 保護林の一体的管理の確保に配慮するよう検討を重ね、平成24年と平成27年に既設の森林生態
18 系保護地域の区域を拡張した。そして、分収造林地および農用地等を除く、西表島の国有林野のほ
19 ぼ全域に分布する原生的な天然林や自然性の高い森林、希少種の生息・生育地等について、地域住
20 民によるイノシシ猟や山菜等の採取、森林環境教育、森林レクリエーション利用と調和を図りつつ、
21 森林生態系保護地域として適切に維持・保存することとした。

22 また、西表島が属する琉球諸島については、平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」
23 において、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系や珊瑚
24 礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価
25 されるなど、世界自然遺産に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高い地域の一つとさ
26 れた。そして、平成25年12月には、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において、西表
27 島を含む4島（地域）を推薦候補地とすることが決定され、今後登録に向けた課題への対処を進め
28 ることが求められている。また、この地域は人為活動等による生態系への影響が懸念されており、
29 科学的根拠に基づき関係者の合意の下に保全と利用の調整を進める必要がある。

30 このような状況を踏まえ、一連の取組を計画的に行うための総合的な指針として、西表島森林生態
31 系保護地域保全管理委員会での議論を受けて「西表島森林生態系保護地域保全管理計画」を策定し、
32 西表島の特質を踏まえた国有林野の保全管理のあり方を明らかにすることとした。

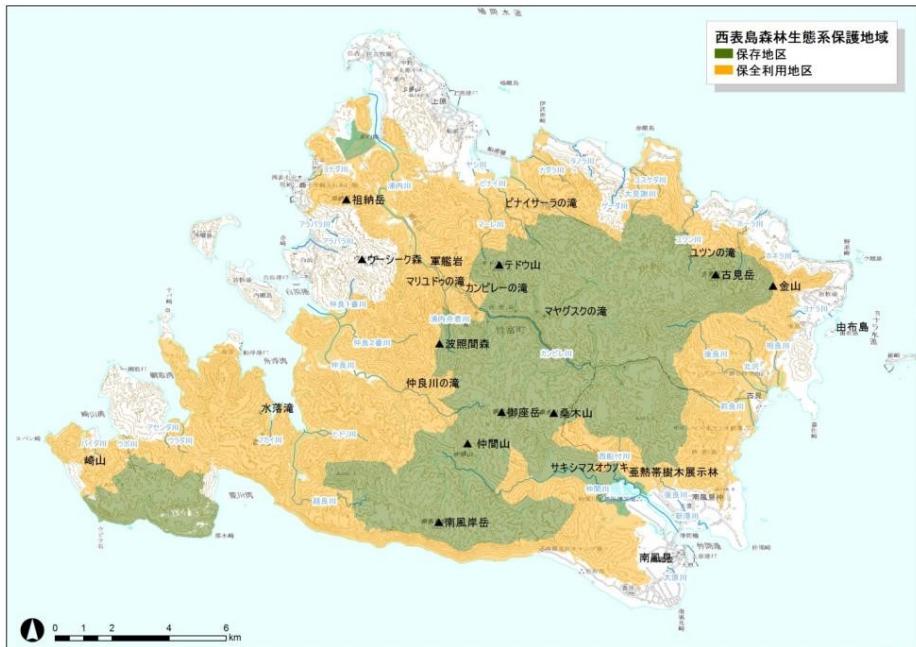


図 西表島森林生態系保護地域位置図

1
2
3
4

1 第1 対象地の概要

2 1 位置・面積等

3 沖縄県八重山郡竹富町（西表島）

4 西表島は、八重山群島最大の島で、北緯 $24^{\circ}15' \sim 26'$ 、東経 $123^{\circ}39' \sim 56'$ の
5 地点に位置し、島の周囲は 130 km 、面積は $28,900\text{ ha}$ で、島の形は東西 30 km 南北 2
6 0 km のほぼ平行四辺形であり、国有林野は、 $24,500\text{ ha}$ で西表島総面積の 85% を占めて
7 いる。このうち、西表森林生態系保護地域は、 $22,366\text{ ha}$ （保存地区 $9,999\text{ ha}$ 、保全
8 利用地区 $12,367\text{ ha}$ ）である。

9 主な山岳は、古見岳 469 m 、波照間森 447 m 、テドウ山 441 m 、南風岸岳 425 m 、御座
10 岳 420 m 等がある。また、主要な河川は、浦内川、仲間川、仲良川のほか、前良川、後良川、ク
11 イラ川等がある。

12 2 自然環境

13 (1) 気候

14 平均気温は約 24°C 、年降水量は約 $2,300\text{ mm}$ で海洋性気候に属している。

15 (2) 地形・地質及び土壤

16 ア 地形

17 西表島は、全域がほとんど山岳におおわれ、北東部に主峰古見岳（ 469 m ）、中央部北寄りに
18 テドウ山（ 441 m ）、西寄りに波照間森（ 447 m ）、南寄りに御座岳（ 420 m ）、南部に南風
21 岸岳（ 425 m ）があり、ほぼ平行四辺形の島である。

22 主な河川は、これらの山の間を東西方向に流れている。浦内川は、古見岳に源を発しテドウ山と
23 波照間森の間を流れ、長さ 13.1 km 、流域面積 54.24 km^2 の琉球列島最大の河川である。
24 下流の川岸は、平坦地が広がりマングローブ林となっている。その他河川には仲間川、仲良川、後
25 良川、クイラ川等がある。

26 島の東部、北部は広い海岸段丘となって一部海蝕崖が発達している。南部は山が海にせまり高さ 2
27 00 m 以上の絶壁をなしている。

28 イ 地質

29 西表島の大部分は、新第三紀に属する砂岩、頁岩などからなる八重山夾炭層群が分布する。北東
30 部には、この島の基盤であるトムル層と呼ばれる古生層があり、その周囲に安山岩質集魂岩又は凝
31 灰岩の火山岩類がみられる。祖納周辺、浦内川及びヒナイ川一帯には丸い礫からなる祖納礫岩が分
32 布し、古見から高那、上原一帯の海岸段丘には琉球石灰岩層がみられる。

33 このほか、河口一帯は沖積層、海岸は一部隆起サンゴ礁が分布する。

34 ウ 土壤

35 西表島の土壤は、黄色土約 90% 、赤色土約 6% 、グライ土壤約 4% からなり、その他塩基系赤
36 色土及び未熟土がわずかずつ分布している。黄色土の類型割合は、乾性のYB型、YC型土壤が 56% 、
37 適潤性のYD(d)型土壤が 44% となっている。これらの土壤型の一般的な分布傾向を地形的にみ
38 ると、緩やかな尾根、凸傾斜面には、YB型土壤が、その周辺にはYC型土壤が分布する。また、谷
39 頭の集水地にはYD型、谷沿いにはYD(d)型土壤が分布する。

1 グライ土壌は、河口付近に分布しマングローブ林に覆われている。

2

3 (3) 生態系

4

5 ア 植物相

6 西表島の森林は、日本列島の常緑広葉樹林帯に属している。西表島の山地には、スダジイ（イタ
7 ジイ）、オキナワウラジロガシの占有する照葉樹林が広がっており、山頂部の風衝地には、リュウ
8 キュウチクが密生している。低地の石灰岩地域には、ガジュマル、ギランイヌビワ（コニシイヌビ
9 ワ）などの占有する群落がみられ、河口付近にはマングローブ林、サガリバナ林など熱帯に共通な
10 群落が発達している。また、国指定の天然記念物であるウブンドルのヤエヤマヤシ群落や巨樹・巨
11 木百選に選定されている仲間川のサキシマスオウノキの大木など、西表島を特徴づける植物相とな
12 っており、林内にはモノドラカンアオイ、ヤエヤマヒメウツギ、イリオモテガヤ、イリオモテトン
13 ポソウなど数多くの固有種等の希少種が確認されている。

14

15 (ア) 照葉樹林

16 西表島の代表する高木は、スダジイ（イタジイ）、オキナワウラジロガシ、タブノキ、などで、
17 関東以南の照葉樹林と大差のないものであるが林内には本土の照葉樹林に特徴的なヤブツバキは
18 あまり出現せず、汎熱帯的なツルアダンが高い頻度で出現することなどから、西表島の照葉樹林は
19 亜熱帯に成立する独特な照葉樹林として位置づけられている。林内にはヤエヤマオオタニワタリ、
20 リュウキュウセッコクなどの着生植物や、ツルアダン、シラタマカズラなどのツル性植物が豊富で、
21 本土の照葉樹林とは異なり熱帯的様相の濃いものである。西表島の照葉樹林は、オキナワウラジロ
22 ガシ群集、ケナガエサカキースダジイ群集などのほか、数タイプの群落があるが、植物社会学的に
23 は、リュウキュウアオキースダジイ群団に属している。

24

25 (イ) マングローブ林

26 マングローブ林は、熱帯地方の海岸、入江、河口の泥湿地で、満潮時に海水にひたる場所に生育
27 している樹木類の総称である。マングローブ林は、鹿児島県喜入のメヒルギ群落が北限で種子島、
28 奄美大島などでもみられるが、群落の構成種は少なく規模も小さいものである。

29 西表島のマングローブ林は、大規模な群落がほとんど自然のままの状態で残されており、仲間川
30 及び与那田川のマングローブ林は国指定の天然記念物にも指定されている。

31 西表島におけるマングローブ林の主な構成種は、オヒルギ、ニッパヤシ、ヒルギダマシ、ヒルギ
32 モドキ、マヤブシキ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギの5科7種で、塩分濃度の高い海寄りの場所では、
33 マヤブシキやヒルギダマシが生育し、陸地に向かってヤエヤマヒルギの林分になっていることが多い。
34 ヤエヤマヒルギの林分にはオヒルギが侵入し、泥が集まって陸地化が進んだ場所や淡水供給が
35 多い場所ではオヒルギの純林となっている林分が多い。オヒルギの純林の中では潮の流れなどによ
36 る泥が滞留・集積することなどによって陸地化が徐々に進みつつあり、海水の影響がほとんどない
37 ような場所ではサキシマスオウノキなどが、さらに陸地化が進むとサキシマハマボウやアダンなど
38 の隨伴種が現れる。

39

40 イ 動物相

41 先島諸島に含まれる西表島は、琉球列島中もっとも遅くまで中国大陆と陸つきであったため、

1 大陸からの隔離の歴史は長くない。そのため西表島に生息する、国の天然記念物のイリオモテヤマ
2 ネコやその他の固有種・亜種の近縁のものが、台湾や東南アジアに分布している。また、鳥類・両
3 生類・爬虫類では近接地域との共通種も多い。なお、分類ごとの主な特徴は以下に記載した。

4 (ア) 哺乳類

5 国指定特別天然記念物及び国内希少野生動植物種に指定されているイリオモテヤマネコは、これ
6 まで山地部の利用は少ないとされてきたが、近年の研究から低地部から山地部まで全島の多様な環
7 境を利用することが明らかになった。リュウキュウイノシシは、かつて飼育されていたイノブタと
8 の交雑が確認されており、交雑種の生息拡大が懸念されている。また、コウモリ類では食果性のヤ
9 エヤマオオコウモリと食虫性のリュウキュウユビナガコウモリ・ヤエヤマコキクガシラコウモリ・
10 カゲラコウモリが生息している。このうち食虫性コウモリ類3種は鍾乳洞や炭鉱の廃坑などの極め
11 て特殊な環境である洞窟を休息および出産哺育の場として利用している。

12 (イ) 鳥類

13 鳥類の大部分は渡り鳥で、西表島は本土と中国大陸あるいは東南アジア方面への渡りの中継地と
14 しての役割を果たしている。西表島で繁殖している鳥は、これまでに39種が確認されている。

15 このうちカンムリワシは国の特別天然記念物に指定されているほか、キンバト、ヨナグニカラス
16 バトは国の天然記念物に指定されている。また、これらは国内希少野生動植物種にも指定されてい
17 る。リュウキュウアカショウビンは竹富町の鳥に指定されている。鳥類は、一般に移動力が高いた
18 め、西表島に固有の種はないが、渡り鳥ではないものの中には八重山諸島の固有の亜種として分け
19 られているもののがかなりあり、オサハシブトガラスやイシガキシジュウカラ等は、その外見や色彩
20 が本土のものとはっきり異なっている。また、カンムリワシやリュウキュウキンバトなど国の天然
21 記念物に指定されている種をはじめ、ズグロミゾゴイなど、わが国では琉球南部にしか生息してい
22 ない種がいくつかある。

23 (ウ) 両生類・爬虫類

24 在来の両生類・爬虫類は、これまでに11科26種が記録され、両生類が8種、爬虫類が18種
25 である。そのうち日本に分布するトカゲ亜目の構成種では最大種であるキシノウエトカゲや、腹甲
26 が蝶番状になっているヤエヤマセマルハコガメが国の天然記念物に指定されている。

27 西表島のほか石垣島と共に分布する固有種（亜種を含む）として、コガタハナサキガエル、
28 オオハナサキガエル、ヤエヤマハラブチガエル、ヤエヤマアオガエル、ヤエヤマセマルハコガメ、
29 イワサキセダカヘビ、ヤエヤマタカチホヘビ、イワサキワモンベニヘビが生息している。これまで、
30 外来カエルの西表島への移入としては、オオヒキガエルの繁殖・定着を阻止しているが、平成27
31 年にはシロアゴガエルの移入が確認されており、同所的に産卵を行うヤエヤマアオガエルとの競合
32 が懸念される。

33 (エ) 昆虫類等

34 昆虫類の種類は極めて多く、アサヒナキマダラセセリ、コノハチョウ、ヨナグニサンは、県の天
35 然記念物に、フチトリゲンゴロウは、国内希少野生動植物種に指定されている。

36 西表島のみに分布、又は石垣島と共に分布する固有種（亜種を含む）として、トンボ類は、ヤエヤマ
37 ハナダカトンボ、イリオモテミナミヤンマ（上記2種は西表島のみに分布）、ヤエヤマサナエ、ヒ
38 メホソサナエ、コナカハグロトンボ、イシガキヤンマ、サキシマヤマトンボなどが、バッタ類は、

1 イリオモテモリバッタ（西表島のみに分布）が、セミ類は、ヤエヤマニイニイ、イシガキヒグラシ、
2 ヤエヤマクマゼミなどが、甲虫類は、ヤエヤマコクワガタ（西表島のみに分布）、チヤイロマルバ
3 ネクワガタ、イリオモテボタルが、チョウ類は、アサヒナキマダラセセリ、ヤエヤマウラナミジャ
4 ノメ、マサキウラナミジャノメが、そのほかスジアオムカデなどがいる。
5

6 (才) 魚類・甲殻類等

7 西表島の河川には多種多様な魚類、甲殻類等が生息している。特に浦内川は淡水域から汽水・海
8 水域にまたがり魚類の種多様性が日本一高い河川とされ、源流から河口までのわずか 19 km 足ら
9 ずの流程で 400 種以上の生息が確認されている。特にマングローブ林内の小水路には南方系のテ
10 ッポウウオやウラウチフエダイなど、河川上流部には河川陸封性のショキタテナガエビ、コツノヌ
11 マエビ、ヤエヤマサワガニなど希少種が生息している。

12 これらの多様性は、水量豊かな淡水域、広大な汽水域とマングローブ湿地、多くの支流、後背湿
13 地と水田、河口域の干潟と内湾の環境により成り立っており、魚類・甲殻類相に強く反映されてい
14 る。

15 3 社会情勢

16 (1) 産業

17 西表島の主な産業は、農業と観光産業が主体である。農業では、島の東部地区では サトウキビ
栽培、西部地区ではパインアップル栽培、稻作などが盛んで、近年ではマンゴーや パッションフ
ルーツなどの熱帯果樹栽培も盛んになってきている。

18 産業別人口（構成比）は第1次産業が約 17%、第2次産業が約 10%、第3次産業が約 73%と
21 なっている。主要産業は第3次産業でその中でも観光業の占める割合が高くなっています。魅力的な
22 観光資源をもとにした観光業が盛んで、観光客数の増減が島の経済に与える影響は今後も大きいと
23 考えられる。

24 (2) 土地利用と地域開発計画

25 ア 土地利用

26 西表島の土地利用は、総面積 28,927 ha のうち、森林（林野）が 27,198 ha (94%)
29 を占めており、そのうち国有林野が 25,511 ha (88%) を占めている。森林（林野）以外
30 では、農地が 567 ha (2%)、その他の区域が 4% の割合となっている。

31 大原、上原をはじめとする集落は、河口付近や海岸沿いに展開しており、農地はその多くが集落
32 周辺に集中している。

33 島の耕地面積 567 ha のうち、水田は 77 ha (14%)、畑は 442 ha (78%)、樹園地
34 は 48 ha (8%) である。このほか牧場では主に黒毛和種が繁殖されているほか、水牛・山羊・
35 鶏なども少数ではあるが飼育されている。これら農用地の分布については、島の南東部にサトウ
36 キビ畑、北東部から北部にかけては牧場、北西部にはパイン畑と水田が分布している。

37 イ 地域開発計画

38 1972 年施行の「沖縄振興特別措置法」に基づき「沖縄振興開発計画」が策定され、1976
39 年には沖縄県の離島振興計画を策定し、これらに基づき西表島においても地域開発が進められてき
40 た。具体的には産業の振興、交通・通信体系の整備、水資源の開発、生活環境等の整備、自然環境
41

と国土保全、地域の活性化等の分野別に一定の整備が進められており、現在の西表島がある。
また、竹富町景観計画・条例の制定など、自然環境保全を重要視した施策が進められている。

(3) 利用状況

年間を通して利用の多い場所としては、遊覧船クルーズができる仲間川と浦内川が挙げられる。夏季に利用が集中する場所としては、カヌーや動力船、トレッキング、滝や川での水遊びなど自然体験ツアーで人気のある仲良川、クイラ川、大見謝川、ヒナイ川、西田川、ユチン川、前良川、後良川が挙げられる。これらの利用形態、利用者数の動向について下表に示す。地域住民等の主だった利用は、狩猟と山菜採取だが、観光客入り込形態と対比すると小規模で分散しており、生態系の影響は報告されていない。

表 西表島森林生態系保護地域における主な観光利用ルートの利用形態・利用者数の動向

利用ルート (観光地)	利用形態	平成26年の利用者数 (平成16年との比較)
仲間川	・遊覧船	約16万8,000人(約2割減少)
浦内川（マリユドウの滝・カンビレーの滝）	・遊覧船、トレッキング	約4万5,000人(約3割減少)
仲良川（ナーラの滝）	・動力船、カヌー、トレッキング	約9,600人(約9.5倍増加)
クイラ川（水落の滝）	・動力船、カヌー、トレッキング	約6,000人(約2倍増加)
大見謝川	・トレッキング、キャニオニング	約1,700人(約6倍増加)
ヒナイ川（ヒナイサーラ）	・カヌー、トレッキング、滝や川での水遊び	約1万人(約1.2倍増加)
西田川（サンガラの滝）	・カヌー、トレッキング、滝や川での水遊び	約4,300人(約2倍増加)
ユチン川	・トレッキング	約1,200人(約1.2倍増加)
前良川	・カヌー、トレッキング	約2,400人(約2.3倍増加)
後良川	・カヌー、トレッキング	約1,100人(約1.2倍増加)

引用参考文献

環境省那覇自然環境事務所・株式会社ブレック研究所. 2015. 平成26年度西表石垣国立公園西表島地域における公園利用実態等把握調査検討業務報告書

第2 保全管理に関する基本的事項

西表島森林生態系保護地域は、国有林野の保全管理に当たり、西表島の島嶼における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定された。これら指定地域は、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区的緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区」に区分されている。森林生態系保護地域の設定面積は22,366ha、そのうち保存地区が9,999ha、保全利用地区が12,367haとなっている。

1 保全管理の考え方と重点事項

西表島の森林生態系を後世に残すためには、そこに生活する人々や観光等の利用者、関係機関等の合意形成が不可欠である。このため、人為による影響を最小限に抑えつつ、外来種の影響や利用実態について定期的なモニタリングを継続して行い、その結果について評価・検証し、必要に応じて対策を実施する順応的管理を行うこととする。

また、貴重な森林生態系に対する理解を深めるための環境教育を推進する。

さらに、長期的には、固有種等の希少野生動植物を含む多様性に富んだ森林生態系が将来へ継承されることを目指すこととし、そのために、現地の実態に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図りつつ実施するものとする。2 地帯区分毎の取扱い

西表島森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の保護・管理に関する取扱いは、「保全林設定管理要領」を踏まえ、下記により取り組むものとする。

(1) 保存地区

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

(2) 保全利用地区

ア 天然林については保存地区と同様とし、人工林については自然災害や病虫害対策のほかは特段の森林施業は行わず、自然の推移に委ね、将来的には天然林への移行を図るものとする。

イ 必要に応じて草地、湿地、岩石地及び溪流域周辺から海に繋がる移行帯（エコトーン）等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

(3) 保存地区及び保全利用地区において必要に応じて行うことができる行為

ア 学術的研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為（工に掲げるものを除く。）。

イ 山火事の消火、大規模な林地崩壊等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

ウ 鳥獣被害・病虫害及び移入種対策として必要と認められる行為

エ 学術的研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

オ 標識類の設置等

カ 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

キ 保全利用地区における地域住民によるイノシシ猟及び山菜等の採取

ク その他法令等の規定に基づき行うべき行為

3 その他国有林野

森林生態系保護地域に隣接するその他の国有林野においては、西表島森林生態系保護地域の保全管理等に十分配慮した管理経営を行うこととし、在来の野生生物種をはじめとする自然環境の保全

削除: 7

削除: 8

削除: で

削除: 客

削除: による

削除: 理解と協力

削除: 下記2～4に定める管理・利用の考え方を基本として、このため、

削除: とし

削除: の

削除: つつ

削除: (いわゆる「

削除: 」の実施)

削除: そして

削除: も

削除: め

削除: 豊かな生物多様性を育む

削除: にわたって持続する島を

削除: する。

削除: ..

削除: 2 保存地区 .

(1) 森林管理 .

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとして、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとし、

削除: 4

1 に極力努めるものとする。また、契約に基づく分収造林地（132林班～134林班及び139林
2 班～142林班）については、契約者等との協議を十分行いながら森林生態系保護地域の保全管理
3 に十分配慮した管理経営となるよう調整を行うものとする。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

第3 保全管理に関する具体的な事項

1 管理に関する事項

（1）希少種・固有種に関する事項

1 西表島には国内希少野生動植物種や国の特別天然記念物等に指定されているイリオモテヤマネ
2 コをはじめとする貴重な野生動植物種が数多く生息・生育している。

3 希少な植物の盗掘・盗採や動物の交通事故等により一部の野生動植物の生息・生育状況の悪化が
4 懸念されている。

5 そこで、希少種・固有種については、以下の措置を講ずるものとする。

6 **ア 植物種について**

7 希少種・固有種の生育状況等について、巡視やモニタリング調査等によって把握するとともに、
8 必要に応じて保護・保全のための対策を実施することとする。

9 また、希少種・固有種の盗掘・盗採防止のため、関係機関と連携し監視活動等の対策に取り組む
10 こととする。

11 **イ 動物種について**

12 イリオモテヤマネコ等の希少野生動物種の生息状況等について、巡視や調査等によって把握する
13 とともに、関係機関と連携し、必要に応じて生息環境の改善・回復を図るため森林整備等の対策を
14 実施することとする。

15 **ウ 旧南風見林木遺伝資源保存林区域の取扱いについて**

16 南風見林木遺伝資源保存林はリュウキュウマツの遺伝資源の保存を目的として平成4年度に設
17 定された保護林であるが、平成24年度より廃止され西表島森林生態系保護地域に取り込まれた。

18 当区域では、保護林設定時の目的に従い、リュウキュウマツとその生育環境を保全するため、こ
19 れまでアダンや広葉樹等の除伐を実施しており、リュウキュウマツの林分が比較的良好な状態で維
20 持されてきている。

21 今後も当区域においては、リュウキュウマツの遺伝資源の保存のため、必要な森林施業を実施す
22 るものとする。

23 **(2) 外来種に関する事項**

24 **ア 西表島森林生態系保護地域における外来種対策の考え方**

25 西表島の森林生態系の保護の観点から、在来種の生息・生育環境を脅かす新たな外来種の侵入や
26 既に侵入している外来種と在来種との置き換わり、外来種と在来種との交雑等、生態系に与える影
27 韻を軽減することが必要である。そこで、関係機関と連携し、島外からの新たな移入を防ぐとともに
28 に、自然環境への侵入の監視を継続する。侵入初期の外来種については迅速に駆除等の対策を実施す
29 る。また、すでに定着している外来種については、自然環境や生態系サービスへの影響を評価す
30 ることで対策の優先順位付けを行う。

31 駆除等の対策を実施する場合には、実現可能で明確な目標を設定し、効果の検証も並行して実施
32 するとともに、対象外来種の駆除が他の外来種の増加を引き起こす可能性についても留意する。

33 また、人の活動による森林生態系保護地域への外来植物種の意図的、非意図的持ち込み防止するた
34 め、関係機関と連携し普及・啓発に取り組むこととする。

35 **イ 西表島で確認されている外来植物**

36 ソウシジュ、アメリカハマグルマ、センダングサ類、ギンネム、シュロガヤツリ、トクサバモク
37 マオウ、ツルヒヨドリなど。

1 西表島で確認されている外来植物のうち、ほとんどの種が、路傍や造成跡、耕作放棄地等の人為
2 の加わった環境での生育に限られ、自然環境への侵入は一部の種に限られる。トクサバモクマオウ、
3 ギンネム、アメリカハマグルマについては、一部地域で森林生態系保護地域内への侵入が確認され
4 ている。

5 **ウ 西表島で確認されている外来動物**

6 森林域には、イノブタ、ノネコが生息する。また、河川には、カダヤシ、グッピー、ティラピア、
7 コイが確認されている。水田域や集落周辺にはスクミリングガイ、アフリカマイマイ等が確認され
8 ている。また、石垣島で定着しているオオヒキガエルとシロアゴガエルは、物資に紛れて移入され
9 るリスクが高く、島外からの移入防止の観点が重要であるため、これまで巡視を広域的に実施して
10 きた。しかし、平成27年にはシロアゴガエルの移入が確認されたことにより、繁殖・定着の阻止
11 を目的とした、迅速な初期対応を実施している。なお、シロアゴガエルはヤエヤマアオガエルと同
12 所的に産卵を行うために競合が懸念される。

13 削除: リミ

14 **2 利用に関する事項**

15 西表島森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活
16 動等、広く利用されているところであるが、観光利用者の増加や集中化に伴い、ヒナイ川周辺部等
17 の一部地域ではオーバーユースによる森林生態系の劣化が懸念されている。そこで、利用による森
18 林生態系へのインパクトの軽減を図るための措置を導入するとともに、森林生態系の維持・回復を
19 図ることができるよう、関係機関と連携して、利用と保護の調整を図るものとする。

20 (1) 一般の利用に供する歩道等

21 **ア 保存地区**

22 (ア) 登山道等について

23 一般的な登山者及び地域住民等による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らか
24 である道等に限り利用できるものとする。また、安全上の観点から、一般の登山者等が利用する際
25 は、西表島森林生態系保護地域の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行
26 することが望ましい。

27 また、原則としてテント設営は認めない。但し、非常時においてはこの限りでない。なお、利用
28 者の安全確保および捜索上の観点から、比較的安全で捜索もしやすい箇所について緊急避難場所と
29 して、情報提供に努めるものとする。

30 (イ) その他のエリアについて

31 原則として利用できないものとする。

32 **イ 保全利用地区**

33 (ア) 登山道等について

34 一般的な登山者及び地域住民等による利用については、希少種に影響を与える恐れのある箇所や崩
35 壊等の危険性ある箇所を除き、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らかである道または、従来か
36 ら地元住民等が利用している既存のルートに限ることとする。

37 削除: 等の他、次の要件を満たしており

38 削除: による

39 削除: のある

40 削除: については利用できるものとする。

1
2
3
4
5 また、安全上の観点から、一般的の登山者等が利用する際は、西表島森林生態系の保全について一
6 定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行することを働きかけることとする。

7 テント設営については、原則として定められた箇所で行うものとする。但し、非常時においては
8 この限りでない。

9
10 (イ) その他のエリアについて

11 一般的の登山者等が立ち入る際は原則として西表島森林生態系保護地域の保全について一定の見
12 識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行するものとする。

13 地域住民は、伝統文化の継承や地域振興の観点から必要となるイノシシの狩猟および山菜等の採
14 取を行うことができるものとする。ただし、国内希少野生動植物種や天然記念物等に指定されてい
15 る希少種の採取は認めない。

16
17 (2) 調査・研究目的による利用

18 調査研究目的で入林する研究者等については、保護林調査申請書等必要書類を提出し、許可を得
19 た上で入林するものとする。目的箇所までは原則歩道を利用するものとする。調査に当たっては許
20 可条件に基づき森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。

21
22 (3) 利用ルールの周知

23 利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールについて把握できる
24 ように、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。横断道等において現地表示板の設置
25 等を行い周知を図っていくこととする。

26
27 (4) その他

28 森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とする。ただし、テント設営箇所や緊急時避難
29 箇所等の下層植生がない場所に限り、直火とならない火器類（バーナー、ランタン、ヒーターなど）
30 の利用については、火災の危険性に留意の上できるものとする。

31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41 第4 推進体制等
42 1 保護林管理委員会

43 西表島森林生態系保護地域の保全管理計画の見直し等については、九州森林管理局保護林管理委
44 員会において検討を行う。

削除: ・次のいずれにも該当しないこと

削除: ①希少種に影響を与える恐れのある箇所

削除: ②崩壊等の危険性のある箇所

削除: が望ましい。

削除: 保全

削除: 運用、

削除: 西表島森林生態系保護地域保全管理委員会設置

要領に基づき設置される「西表島森林生態系保護地域保

全九州森林管理局

削除: 」

1
2 **2 モニタリング調査等**

3 森林生態系の保全のため、必要なモニタリング調査等を計画的に実施するものとする。モニタリ
4 ング調査等の計画及び結果は有識者による委員会等において検討し、適切な保全管理が図られるよ
5 う努めることとする。また、モニタリング調査等の結果については、広く情報提供に努めるものと
6 する。モニタリング調査等の実施にあたっては、関係機関やボランティア等と連携し、効果的に行
7 うものとする。

8 なお、以下にモニタリング調査等で特に重視する項目を例示する。

- 9
10 (1) 森林・植生に関する調査（林分・植生状況調査 等）
11 (2) 野生動物の生息に関する調査（イリオモテヤマネコ等の希少種、固有種 等）
12 (3) 外来種に関する調査（生息・生育状況把握、希少種への影響評価、対策の優先順位付け 等）
13 (4) 利用実態に関する調査（利用者数、利用方法、利用場所、植生への影響評価 等）

14
15 また、イリオモテヤマネコ等の希少野生動植物種を対象とした生息・生育状況の把握および希少
16 種の盗掘・盗採防止等を目的とした巡視について、関係機関等との連携を図りつつ実施することと
17 する。

18 **3 情報提供・普及啓発**

19 西表島の森林生態系に関する各種情報を収集管理し、必要に応じて公開するとともに、広く国民
20 に普及啓発するため、看板・標識の設置、PR紙の発行、ホームページへの掲載等を、関係機関等と
21 の連携を図りつつ行うものとする。情報提供にあたっては、窓口を分かりやすくする工夫をし、利
22 用者が様々な新しい情報にアクセスしやすいようにするものとする。

23
24 なお、希少種の位置等に関する情報は、盗掘防止等の観点から原則非公開にするなど、適切な情
25 報管理に努める。

26 **4 関係機関等との連携**

27 NPO等との連携を深めるほか、ボランティアによる希少野生動植物種を対象とした巡視活動など、
28 活動の場の提供等を行う。

29 **5 世界自然遺産との関係**

30
31 現在、西表島は世界自然遺産候補地としての保全管理方策の検討が行われている。検討にあたつ
32 ては、本計画との整合を図りつつ、関係機関と連携して対策を進めるものとする。なお、世界自然
33 遺産の管理方針や現地の状況等を踏まえた上で、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

保存地区における緊急時避難箇所及び保全利用地区におけるテント設営可能箇所



- テント設営可能場所
- 緊急時避難場所

